

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年6月1日（月）午前9時30分
2. 開催場所 太良町中央公民館 2階 視聴覚室
3. 出席委員 （17人）

農業委員 （8名）

会長

8番 秀島 克博

1番 中島ふぢ子

2番 山口 秀行

3番 川崎 豊洋

4番 新宮 義晃

5番 池田 恵

6番 小川 龍也

7番 水田武次郎

農地利用最適化推進委員 （9名）

久我 定幸

池田 信文

榊原 照博

田口 健一

中島 政秀

小柳 仲雄

内田 秀敏

柳瀬 伸博

松本 広喜

欠席委員 （推進委員2名）

木村 覚

池田 保吉

4. 議事日程

- 議案第159号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
議案第160号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
議案第161号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
議案第162号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 川島 安人
農地係長 杉本 久美子
主 事 石崎 志朗

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。ただ今から第36回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員8名、推進委員9名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、1番の中島委員と2番の山口委員さんよろしくをお願いします。</p> <p>それではさっそく審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、</p> <p>議案第159号が2件、議案第160号が1件、議案第161号が9件、議案第162号が2件となっています。</p> <p>それでは議案第159号、農地法第18条第6項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を受理したので、報告します。</p> <p>お諮りします。次の1番と議案第160号農地法第3条の規定による許可申請審議について番号1番は関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、新宮農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
新宮委員	<p>はい。報告を致します。この件については、事前に貸人の方と畑でお会いして話をしたところでした。今度、契約更新のお願いを農業委員会へ出しているという事でした。話の内容も議案と間違いありませんでした。現地についても、29日に池田推進委員さんと一緒に見て回りまして、田も畑もよく手入れがされていて、耕作状況も良かったです。以上です。</p>
池田推進委員	<p>付け加えることはございません。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは議案第159号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、1番は、原案どおり認められました。 続きまして、議案第160号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、1番は、原案どおり認められました。 続きまして、議案第159号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、池田農業委員から調査報告をお願いします。</p>

池田委員	この件に関しましては、議案第161号で出てくる太陽光発電施設への転用のための解約となります。以上です。
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第159号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、2番は原案どおり認められました。</p> <p>続いて、議案第161号、農地法第5条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>お諮りします。次の1番、2番及び3番は譲受人が同一で関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>この件については、先月審議頂き、15日に県の常設審議委員会へかけたところ再度審議するよう差し戻しとなった案件です。その後、26日に再度地元と開発業者と事業内容について話し合いの場を持たれました。そこで、できるだけ周辺に影響がないような計画で施工してもらうよう要望をされました。そして、28日には現地で地元の方と事業者が集まり、雨水排水方向、排水方法等について協議をされていらっしゃるようです。事業者としては、ほぼ全面的に地元の要望を聞いて施工計画を見直されています。</p> <p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては関係集落と協議し周辺の営農に関して問題は無いため、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。以上です。</p>

議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された松本推進委員から調査報告をお願いします。
松本推進委員	30日に会長と昼から現地で確認をいたしました。事務局も同席され、事務局長より計画の変更等について説明を受けました。その後、区長さんのところへ業者が提出した協議書に間違いがないかを確認しに会長と出向き、協議書が間違いがないことを確認してまいりました。
議長	<p>私の方からも報告をいたします。21日に地元の方と農業委員会と話して、5条の許可要件などを説明して、業者との話し合いを拒否したままでは、このまま開発が進んでしまうだけとなるので、地元の意見・要望を伝える機会を作った方がいいのではないかと提案をしました。地元の方も、このままの計画で進むより要望を聞いてもらう方がいいという考えを持ってもらったので、業者とその後話し合いをしてもらって、地元の意見を業者が全面的に受けるという結果になりました。以上で報告を終わります。</p> <p>それでは1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、1番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>それでは、2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、2番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>それでは、3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、3番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>お諮りします。次の議案第161号4番、5番及び6番は、譲受人が同一で関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p>

<p>議長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された池田農業委員から報告をお願いします。</p>
<p>池田委員</p>	<p>この件に関しましては、今年1月7日の総会で農振除外が出されていた分すべてが今回申請であがってきています。行政書士の方ともお話をしまして、書類が揃いましたので申請しましたとの事でした。御手水地区の太陽光が増えてきている状況です。しかし、大きな谷になっていますので排水等については問題ないと判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>昨夜、池田推進委員から報告を受けました。その中で、ほかのところに、土砂が流出したり、水がどんどん流れたりということはないと思いますとの事でした。</p> <p>この件4番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
<p>水田委員</p>	<p>貸すところと売るところの違いはなんですか。</p>
<p>池田委員</p>	<p>本人さんたちの希望です。</p>
<p>水田委員 議長</p>	<p>それでは、20年経てば会社が撤去するのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>賃借の分については、申請者に確認したところ、20年後には現状復旧するという内容になっています。売買分については今後検討するとのことです。</p>

水田委員	<p>現地確認も難しいような場所になっていますが、工事車両が入って行けるのですか。</p>
池田委員	<p>実際、道を作ったりしないと入れないような場所もあります。太陽光をされない方の土地を通る分については、所有者の方に了承を得ているという事でした。</p>
議長	<p>ほかにはないでしょうか。それでは、4番についてご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、4番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>それでは、5番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、5番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>それでは、6番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、6番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>お諮りします。次の議案第161号7番、8番及び9番は、譲受人が同一で関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となつ</p>

	<p>ていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無いため、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された池田農業委員及び池田推進委員から報告をお願いします。</p>
池田農業委員	<p>この件についても、1月の総会であった農振除外の分です。こちらについては、書類が揃った分のみという事で、今後また、申請があがってくると思います。先程の譲受人とこの件の譲受人は関連会社で、九州電力の申請の関係のようです。</p>
議長	<p>ここについても、池田推進委員から報告を受けました。先程と同じで排水等でまわりに迷惑がかかるという状況ではないという事でした。それでは、7番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって、7番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。それでは、8番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって、8番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。それでは、9番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって、9番は、許可相当と認め、県知事に意見を送付します。続いて、議案第162号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による使用</p>

事務局	<p>貸借権設定について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。それでは、1番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された小川農業委員及び榊原推進委員から調査報告をお願いします</p>
小川委員	<p>昨日の夕方、榊原推進委員さんと一緒に借り手の方とお会いしました。この地区ではこの方が広く耕作をされていらっしゃるって、玉ねぎを作られています。3年ぐらいは耕作できるだろうとの事でした。以上です。</p>
榊原推進委員	<p>委員さんがおっしゃられたとおり、一緒に行きまして、補足はありません。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。続きまして、2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された新宮農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします</p>
新宮委員 事務局	<p>はい。報告をいたします。電話で聞き取りを行いました。前回、息子さんが契約されていた分を今回はお父さんが契約をされるということで、議案に間違いはないか確認をとりました。現地は池田推進委員さんと見に行きました</p>

池田推進 委員	<p>が、玉ねぎをきちんと作ってありました。</p> <p>借り手の方とその後たまたまお会いしてお話をしました。議案に間違いのないとの事でした。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、2番は原案どおり認められました。</p> <p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第36回総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございます。おつかれさまでした。</p>

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和2年 6月 1日

会 長 秀 島 克 博
 議事録署名者 中 島 ふぢ子
 議事録署名者 山 口 秀 行